

IV 男女平等の推進体制づくり

現状

- 日野市では、昭和 55 年（1980 年）9月の市議会で「女子差別撤廃条約*の早期批准に関する意見書」が採択されて以来、早くから男女平等の問題に熱心に取り組んできました。
- 昭和 57 年（1982 年）には女性の地位向上を目的とする日野市立婦人センターを開設しましたが、その後、平成 2 年（1992 年）には時代の要請に応える形で女性センターと改称し、市民とともに女性問題の解決に取り組んできました。
- さらに、女性センターは平成 16 年（2004 年）4月に移転し、名称も男女平等推進センターと改称して、男女平等参画の推進拠点として発展を遂げようとしています。
- また、平成 10 年（1998 年）には男女共同参画都市としての宣言を発表し、平成 14 年（2002 年）には全国に先駆けて日野市男女平等基本条例を施行するなど、男女平等の実現に向けた先進的な取り組み姿勢をアピールしてきました。条例には苦情処理制度*や市民を主な構成員とする男女平等推進委員会の設置など、具体的な推進方策も盛り込まれています。しかし、市民や事業者には条例や苦情処理制度の存在や、詳しい内容があまり知られていないのが現状です。
- 法律、制度の上での男女平等はかなりすすんできました。しかし、市民や事業者が男女平等を推進する上では不十分な側面もあります。

課題

1 男女平等推進センターの充実

- ドメスティック・バイオレンス（DV）*など新たな問題の解決に向けて、情報提供や相談などの支援が求められています。
- 男女平等推進センターを活動拠点とする多彩な市民活動グループの交流・連携を支援し、地域における男女平等推進のネットワークを広げていく必要があります。

2 行政内における推進体制の充実

- 市職員が男女平等の視点、人権尊重の視点を持ってあらゆる施策を実施する必要があります。
- 市内事業所の一つとして、市役所が率先して庁内の男女平等を推進する必要があります。
- 男女平等基本条例に基づいた行動計画及び苦情処理制度についての広報活動を積極的に行い、市民の利用促進を図る必要があります。
- 市民に最も身近な行政サービスを提供する基礎自治体の役割として、男女平等をすすめる上で根拠とすべき法律や制度の見直しを、東京都や国に対して要請していく必要があります。

課題の解決に向けて

1 男女平等推進センターの充実

日野市における男女平等推進の総合的な窓口として、情報提供・発信、相談、地域交流支援などに取り組み、男女平等推進センターとしての充実を図ります。

(1) 情報の提供・発信

<行政>

男女平等推進センターを男女平等に関する情報拠点として位置づけ、啓発誌やインターネット、FAX等を活用して男女平等に関する情報を提供します。また、市民が抱えている具体的な問題を捉え、講座や催し物等を通じて解決のヒントとなる情報を提供します。

なお、事業の実施にあたっては市民や事業者積極的に呼びかけ、地域全体として男女平等推進の気運を高めることに努めます。

<市民>

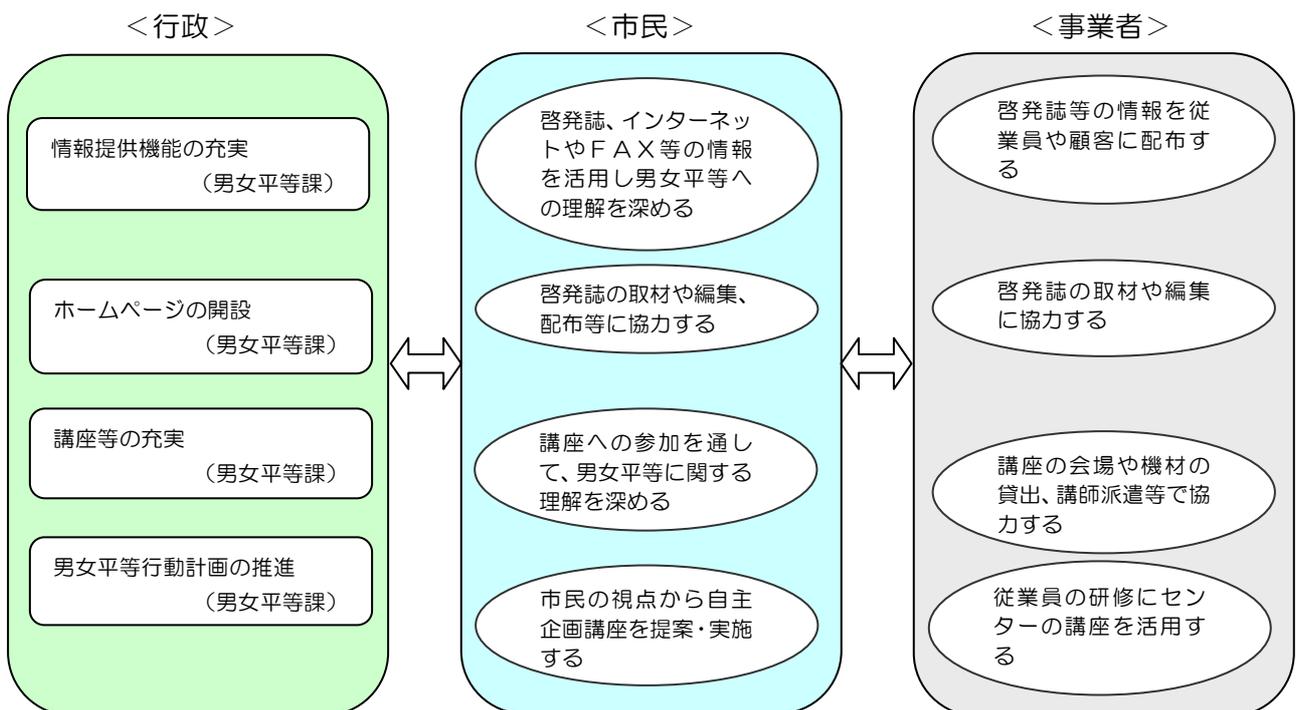
男女平等推進センターの啓発誌や講座などを活用し、男女平等への理解を深めましょう。さらにもう一歩すすめて、啓発誌やチラシを配布したり自主企画講座を開催するなど、地域の人たちにも男女平等を呼びかけていきましょう。

<事業者>

従業員研修で男女平等推進センターの啓発誌や講座などを活用し、従業員の男女平等意識を高めましょう。また、地域での男女平等推進に貢献する活動として、市内の店舗や営業所等で啓発誌等を顧客に配布してみましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



(2) 相談事業の充実

<行政>

男女平等の視点を持った相談員を配置し、関係機関、NPO*等民間の相談窓口とも連携しながら、相談体制の充実を図ります。

特に、最近急増しているドメスティック・バイオレンス（DV）*の問題については、DVの防止や相談に関する啓発・普及に努めるとともに、市立病院や警察、東京都配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の公的機関との連携を強化していきます。

<市民>

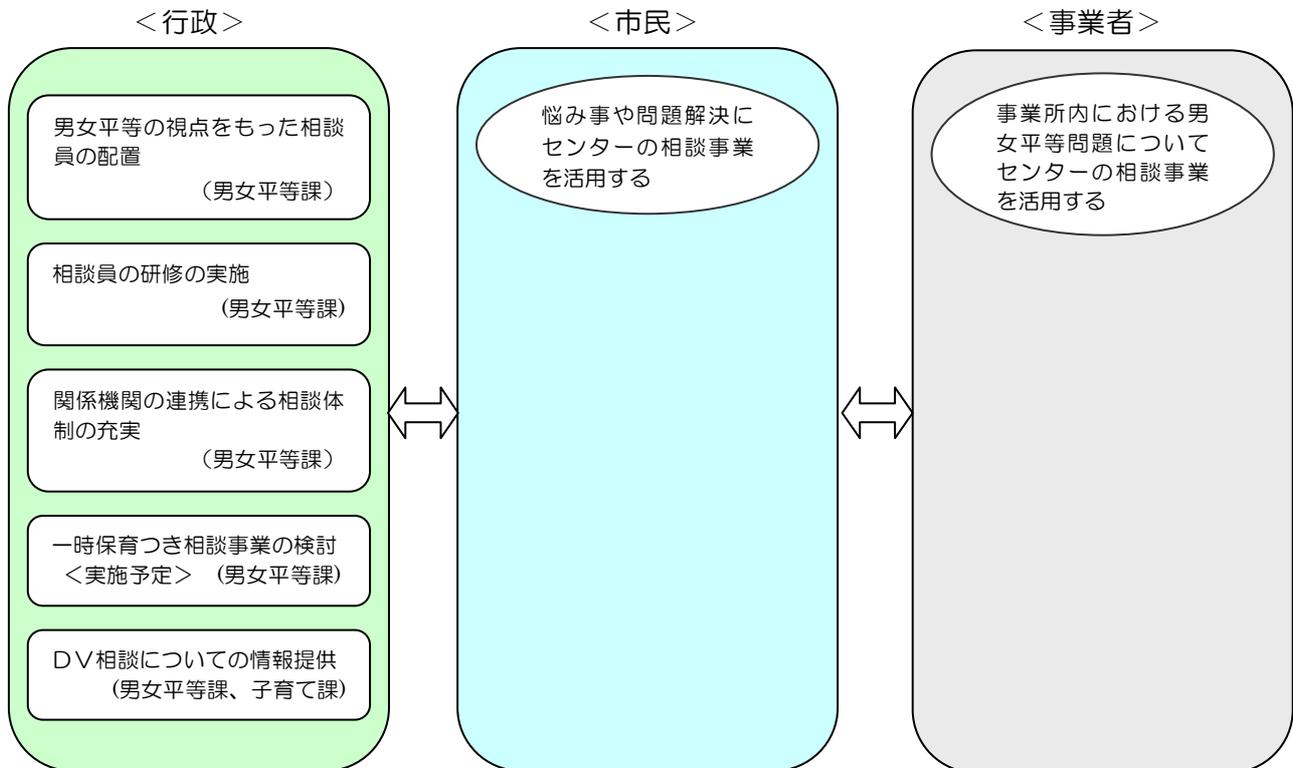
もしあなたが家庭・地域・職場の人間関係のトラブルで悩んでいたら、男女平等推進センターの相談を活用しましょう。ひとりで悩まず、どうしたら問題を解決できるのか一緒に考えていきましょう。

<事業者>

従業員が家族や職場の人間関係等で悩んでいたら、男女平等推進センターの相談などに関する情報を提供し、問題を整理したり、よりよい解決方法を探るために支援しましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



(3) 地域交流支援

<行政>

男女平等に関する情報や意見を交換し、活動に役立てることを支援するため、地域の人材やグループのネットワーク化を図るとともに、交流の場を提供します。

<市民>

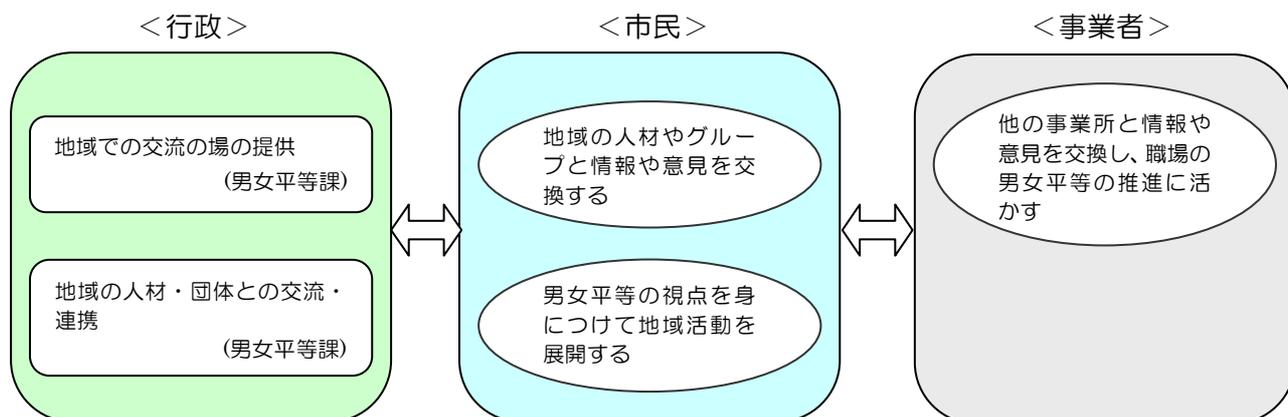
男女平等に関心のある人材やグループとの交流を通じて仲間を見つけ、情報や意見を交換しながら、自分ができることから取り組んでみましょう。地域の男女平等に関する問題解決に向けて行動しましょう。

<事業者>

他の事業者との交流を通じて男女平等に向けた取り組みに関する情報・意見を交換し、職場の男女平等の推進に活かしましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



2 行政内における推進体制の充実

男女平等社会づくりに向けた施策を計画的に推進するため、庁内における男女平等の推進体制の充実を図ります。また、男女平等基本条例に基づき、市民や事業者と連携しながら男女平等社会の実現に向けて行動します。

施策をすすめる中心としての職員の意識の向上を図ります。

(1) 男女平等の推進体制の充実

<行政>

男女平等基本条例に基づく男女平等推進委員会を設置し、市民の視点から男女平等の推進方策を検討していきます。

また、庁内の組織として男女平等行政推進本部を設置し、全庁的に男女平等の視点から施策の総合的な推進を図ります。

<市民>

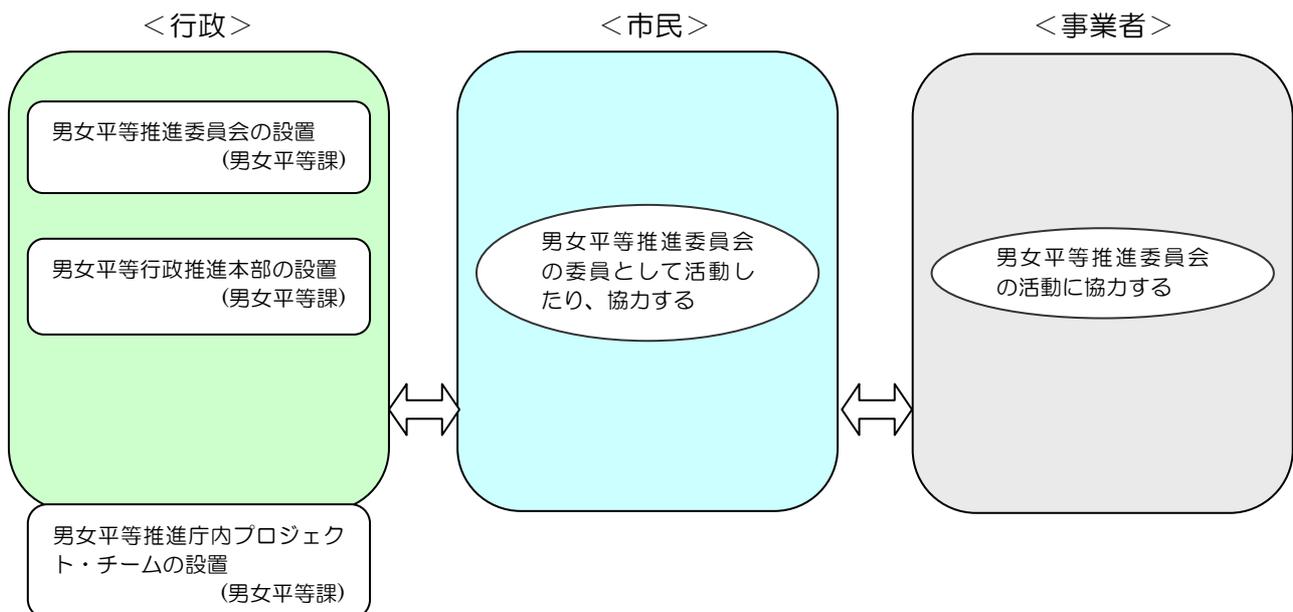
男女平等推進委員会等の委員募集があったら応募してみましょう。また、男女平等推進委員会以外の委員会でも、男女平等の視点から施策の内容を検討し提言していきましょう。

<事業者>

男女平等推進委員会等から、男女平等の推進に関する意見聴取の要請や具体的な行動提案があったら、積極的な協力をお願いします。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



(2) 率先行動としての庁内の充実

<行政>

男女平等推進庁内プロジェクト・チーム（PT）の設置や男女平等に関連する職員研修の充実を図り、市役所内の男女平等を推進します。

市内事業所のひとつとして、市役所も男女職員の職域拡大、女性職員の参画意識の向上をすすめます。また、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）*に関する相談体制の充実や、男性職員の育児休業*取得を推進し、男女ともに働きやすい職場づくりに努めます。

<市民>

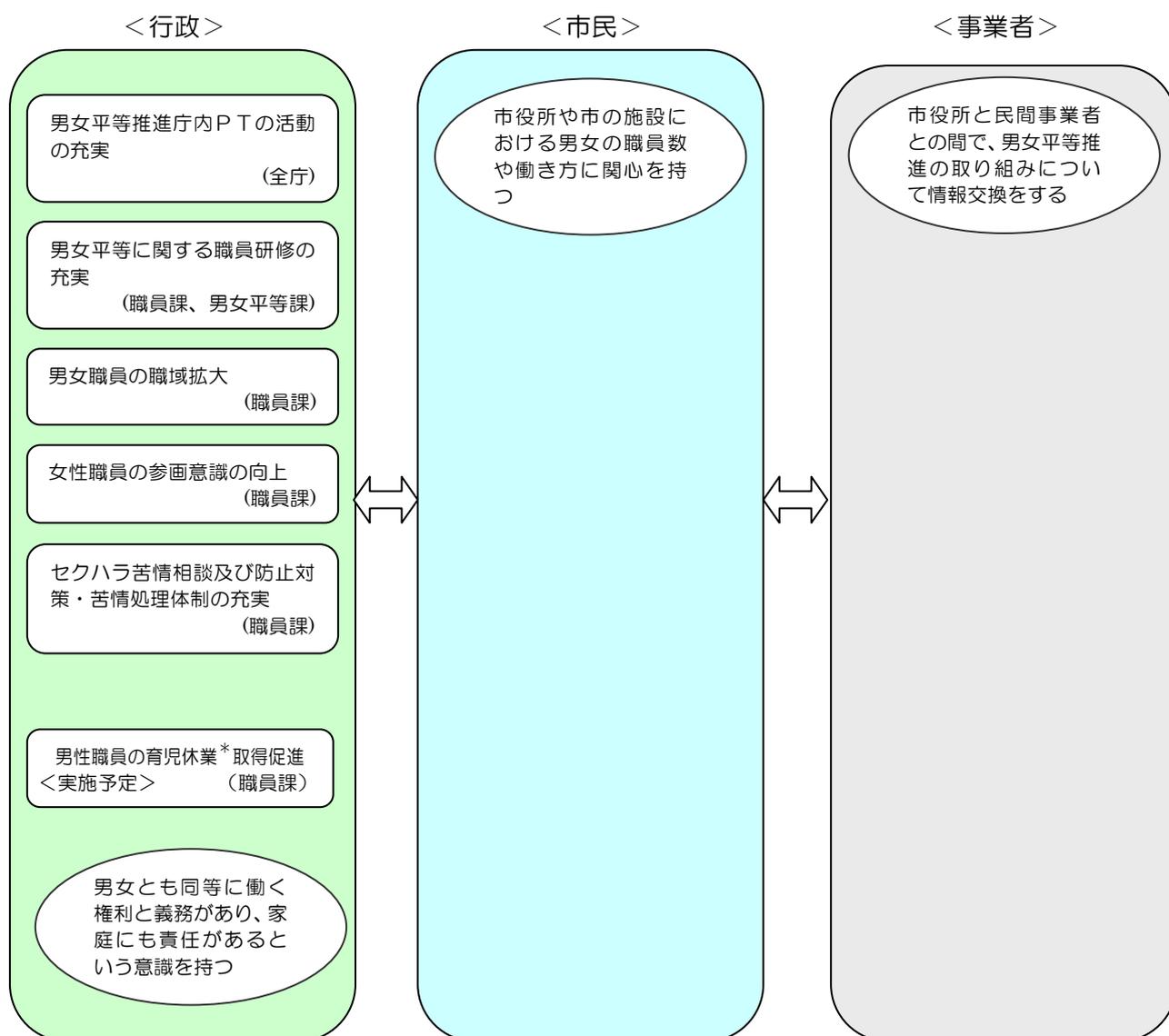
市役所の窓口や公共施設を利用する際、男女の職員数や働き方について気をつけて見るようにしましょう。

<事業者>

市役所における男女平等推進の取り組みの中で参考になるものがあれば、積極的に取り入れてみましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



(3) 苦情処理制度*の活用

<行政>

男女平等基本条例に基づく苦情処理制度の認知度を高め、市の施策を男女平等の視点から点検し改善に役立てます。

<市民>

自分を含め、身の回りで人権侵害を体験したり見聞きしたら、苦情処理制度を活用し、問題の解決を図りましょう。

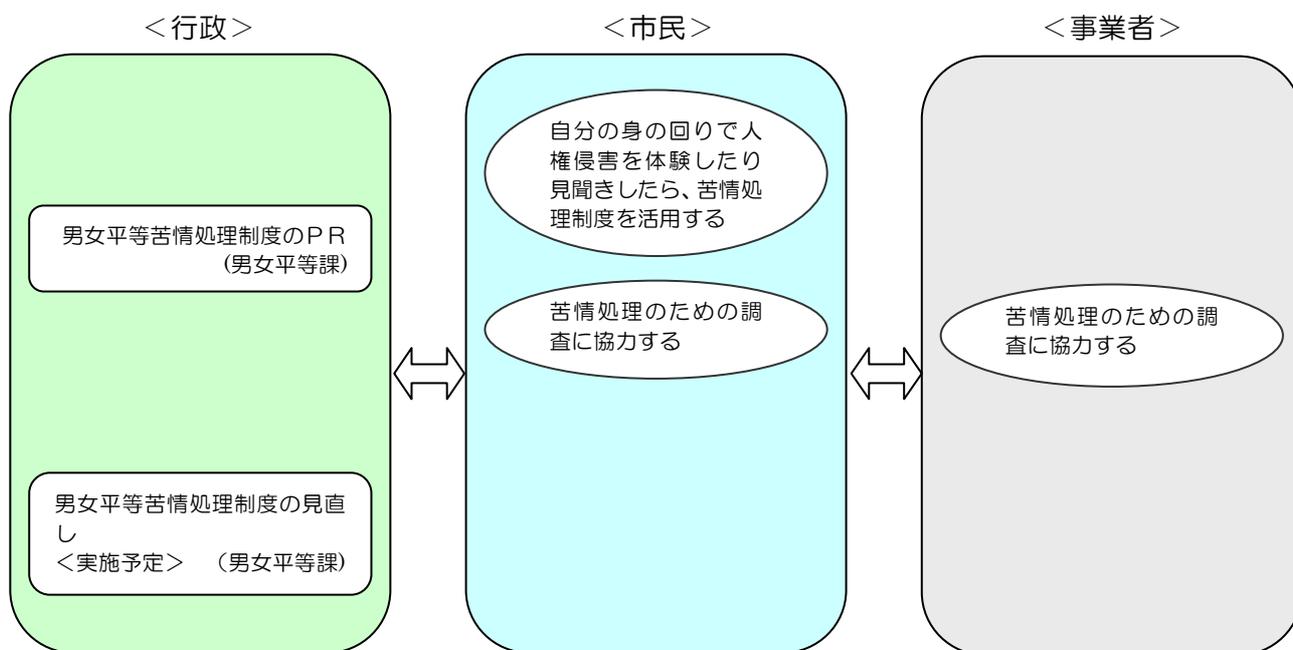
苦情処理制度に基づく調査には積極的に協力しましょう。

<事業者>

苦情処理制度に基づく調査には積極的に協力しましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案



(4) 東京都、国等への要請

<行政>

法律や制度によって、市民や事業者の男女平等推進に向けた行動が制限されてしまうことなどがあつた場合、他区市町村と連携しながら東京都や国等に対し、法律・制度の柔軟な運用や改正に向けた意見・要望を出していきます。

<市民>

市民の立場から法律や制度を見直し、使いにくい点があれば、東京都や国に要望を出すよう、市に働きかけてみましょう。

<事業者>

事業者の立場から法律や制度を見直し、使いにくい点があれば、東京都や国に要望を出すよう、市に働きかけてみましょう。

施策・事業および行動提案

□ は行政の施策・事業、 ○ は行政・市民・事業者の行動提案

